

# 高知大学学士課程入学試験委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 343 号

最終改正 令和 5 年 3 月 24 日規則第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 53 条第 1 項の規定に基づき高知大学（以下「本学」という。）に設置する高知大学学士課程入学試験委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学の入学試験制度及び入学試験の実施に関する重要事項について審議決定する。

2 前項に掲げるもののほか、委員会は、大学入試センターと協力して共同で行う大学入学共通テストの実施に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 入試企画実施機構長
- (4) 入試企画実施機構副機構長
- (5) 各学部入試委員長
- (6) 入試企画実施機構委員のうち高知大学学び創造センターアドミッションユニットから選出された者
- (7) 事務局長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 4 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(専門委員会)

第5条 入学者選抜に関する専門事項を処理するため、別に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学務部入試課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日規則第17号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月26日規則第85号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日規則第111号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月27日規則第24号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第138号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日規則第82号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月27日規則第2号)

この規則は、令和2年5月27日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日規則第130号)

この規則は、令和5年3月24日から施行し、令和4年10月1日から適用する。